

## 抗議声明

「蒲郡事件」名古屋高裁不当判決は法治国家日本の恥だ！！

10月5日名古屋高裁は、「蒲郡事件」・加藤誠二さんの控訴を棄却した。我々東海労静岡地本は仲間達と共に満腔の怒りをもって抗議する。判決の理由は地裁判決同様に、加藤さん有罪ありきから強引に結びつけている。憲法、刑法、刑事訴訟法の精神はなんなのか。「沢山の犯人を捕らえる事ではない。冤罪者は一人でも出してはいけない」。これが、これらの法律の精神ではないのか。

名古屋高裁は、「昭和の巖窟王・吉田石松事件」を忘れたのか。再審裁判で無罪を言い渡した小林登一裁判長は「我々の先輩が翁に対して冒した過誤をひたすら陳謝するとともに、実に半世紀の久しきにわたりよくあらゆる迫害に耐え自己の無実を叫び続けて来たその崇高なる態度、その不撓不屈の正に驚嘆すべき類なき精神力・生命力に対し深甚なる敬意を表しつつ翁の余生に幸多からんことを祈念する次第である。」と述べた。今回の名古屋地裁および高裁の裁判官は、この言葉を忘れたのか。再び、同じ過ちを犯しているではないか。

つい最近では、足利事件があったではないか、彼らはこの事件をどの様に捉えているのか。なんら教訓になっていないではないか。

日本の刑事裁判の有罪率は、実に99.998%だそう。この驚異的な数字の中に何パーセントの冤罪があるのか。冤罪を生み出す社会は自由とはいえ、民主主義が保障されているともいえない。法の名の下に国家権力により、善良にしてか弱い国民の人権が侵害されている。これで法治国家と言えるのか。冤罪の深刻さは、古い時代の遺物ではなくして、現代の問題だ。

戦後、闇米を拒否し栄養失調で死亡した山口良忠判事をどう思うのか。体制に隷従する今回の名古屋地裁・高裁の裁判官にしてみれば、山口判事は世渡りが下手な馬鹿正直な奴と思うかもしれない。しかし、我々はそうは思わない、体制に流されずあくまで自分の良心に従って行動できる人こそ、裁判官の資格があるのだ。

「蒲郡事件」は冤罪ではなく、会社・権力が一体となった「犯罪」だ。我々に対する弾圧は更に続くだろう。しかし、これに屈することなく全国の仲間達とスクラムを組んで闘おう。法廷闘争は最高裁に場が移る。我々は最高裁に良識が残っている事を期待する。いや、残っていなければならないのだ。我々は、この裁判に勝利し加藤誠二さんの完全無罪・職場復帰を必ずや勝ちとる。

2009年10月6日

J R東海労働組合静岡地方本部